戦争・死刑と国家。そして国家と人民(148号)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年8月1日号)

小田中 聰樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号から2017年9月に起こった事象について述べます。ご愛読ください。)

I 日米軍事同盟(軍拡)の展開

(1)①@2018年度予算概算要求総額 約101兆円のうち、防衛費は過去最大の 5兆2551億円であり、2017年度当 初予算比で2.5%増である。

⑤その中で大幅に増えたのは、北朝鮮弾道ミサイル対処の「ミサイル防衛」の関連経費であり、2017年度比1142億円増の1791億円を計上。陸上配備型弾道ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の整備費1基あたり約800億円(2基以上の導入を狙っている)。また新たな迎撃ミサイル「SM3ブロックⅡA」の導入経費472億円も計上。さらに高高度無人偵察機グローバルホークの導入経費144億円も計上した。

②③この概算要求の特徴は、対北朝鮮対策のための軍拡予算だということである。それとともに、アメリカの武器の購入に多額の費用を組んでいることである。その好例がアメリカから購入計画をしている無人偵察機 RQ4グローバルホークである(2017年8月21日小池共産党書記局長が記者会見で明らかにした内部文書・防衛省8月31日公式に認めた文書による。)(i)1機取得費用629億円(3機分導入を計画)。(ii)年間維持費は3機で126億円。

(2) ① 2 0 1 7年 9 月 1 1 日、防衛省は オスプレイの事故に関する米軍の最終報告 書を公表した(9月12日赤旗)。

その最終報告書には、2016年12月 に沖縄本島沖での空中給油に失敗し名護市 安部に墜落した米海兵隊の垂直離着陸機 MV22オスプレイの事故(墜落前に空中給 油を何度も失敗した事故)が明記されてい た。

②このオスプレイ事故の原因につき最終報告書(概要)は、「機体の不具合または整備不良が本件事故の要因となる兆候はない」とした(9月12日赤旗)。つまり、機体の不具合や整備不良が事故の原因ではないとしたのである。そして在沖縄米軍トップのニコルソン4軍調整官は、9月11日"操縦上のミスが事故原因になったとの結論に至った"と断言した(前掲赤旗)。

③このような米軍の対応について、翁長知事は記者団に対し"事故が起きると機体のせいにはせず全てパイロットの責任にしている。オスプレイの構造的欠陥については言わないようにしているのではないかとしかとれない"と批判した。また稲嶺名護市長も、"事故があっても原因究明がほとんどなされず飛行することは許されることではない。防衛省はきちんと調整して国民に報告すべきだ"とコメントした(前掲赤旗)。

④オスプレイ事故につき、2点付け加えたい。

(i)オスプレイは、機体の構造上の欠陥 を持つ事故を度々起こしていることである レイの事故は次の通り。 (9月12日赤旗)

2016年12月以降に発生したオスプ

(普天間基地所属機)

12.13	空中給油に失敗。沖縄県名護市の浅瀬に墜落。5 人負傷
1 • 10	沖縄・伊江島補助飛行場でパラシュート降下した米兵がフェンス外に降下
6 • 6	伊江島補助飛行場で緊急着陸
6 · 10	鹿児島県・奄美空港に緊急着陸
8 • 5	オーストラリア沖で揚陸艦への着艦に失敗、海中に墜落。3人死亡
8 • 29	大分空港に緊急着陸。直前に離陸した岩国空港でエンジンから白煙
(国外)	
1 • 29	イエメンで軍事作戦中に「ハードランデイング」。自ら機体を破壊。2人負傷
7 • 11	米本土で整備中に落雷、整備士が脳死

※太字部分は最も深刻な「クラス A」に分類された事故。

(ii) 9月11日、ニコルソン4軍調整官は、"事故が起きたのは非常に残念だが、もし乗組員の迅速な対応、そして沖縄と米空軍の関係者の協力がなければ、状況は悪化していたかも知れない"との声明を発表したが、その中に沖縄県民への謝罪の言葉はなかった(前掲赤旗)。

⑤9月14日、政府と沖縄県などは、首相官邸で、米海兵隊普天間基地の負担軽減に関する作業部会を開いた。席上、県側は、同基地所属の垂直離発着機 MV22オスプレイが墜落事故や緊急着陸などトラブルを繰り返していることに抗議し、原因究明までのオスプレイ飛行停止を改めて求めた。

これに対し、政府側は、訓練移転などに引き続き努力すると述べるにとどまった(9月15日赤旗)。

Ⅱ 学術と軍事

(1)①2017年8月31日、日本学術会議の検討委員会は、同会議が3月に「防衛省の研究委託制度を『政府による介入が著

(3)①2017年9月14日、防衛省関係者が明らかにしたところによれば、海上自衛隊の補給艦は、米海軍イージス艦(北朝鮮の弾道ミサイルを警戒監視する米海軍イージス艦)に燃料などを提供する任務に当っていた(9月15日赤旗)。

②この任務の法的根拠は、日米 ACSA・物品役務相互提供協定(2017年4月発効)である。この任務の目的は、北朝鮮の核実験や弾道ミサイル開発への軍事的圧力をかける米軍への支援であり、その狙いは日米軍事同盟・日米軍事一体化の強化である。

しかも、その具体的日時・場所・支援内容が一切秘密とされている。このことは、国 民・人民が知らぬ間に米朝間の軍事衝突に 巻き込まれる危険に晒される危険があることを意味している。

しく、問題が多い』として大学などに応募についての審査制度を設けるよう求める声明」の社会的影響に関するレポートを発表した

(9月1日赤旗)。

②同レポートは、②大学からの応募が2017年が前年度から1減の20件だったことについて「(制度の予算の)規模の拡大にも拘わらず、大学からの応募が伸び悩み、声明を受けて多くの大学が慎重な対応をとりつつあることを窺わせる」と指摘。

⑤各大学の消極的対応を紹介(その詳細は省略する─小田中註)。

③9月7日、「軍学共同反対連絡会」(市民と科学者でつくる)」は、防衛省が2017年度の研究委託制度の採用結果を公表したことを受けて、大要次のような声明を発表した(9月9日赤旗)。

②同制度を「政府による研究への介入が 著しく、問題が多い」とした日本学術会議声明(3月発表)の影響は明らかだ。

⑤企業からの応募が10件から55件へ

Ⅲ 柏崎刈羽原発再稼働の動きなど

(1)①2017年9月13日、原子力規制委は、柏崎刈羽原発6,7号機(新潟県・東京電力)を運転する適格性について「運転を的確に遂行するに足りる技術的能力がないとする理由はないと判断した」とする確認結果を大筋で了承した(9月14日赤旗)。

②問題は、福島第1原発事故を引き起こし、事故から6年余経過したにも拘らず賠償責任も除染責任も避難した人々への責任も事故原因究明責任も廃炉責任も果たしたとはいえない東京電力について、再稼働の資格(適格性)が果たしてあるだろうか、である。答えは、ノーであると考える。

③さらに問題なのは、原子力規制委の対応である。了承した文書には、「事故は、東電の技術的能力が欠けていたがゆえに起き

と急増したことについて、防衛省が企業と の結びつきを強めており、「軍産連携」があ からさまに強化された。

©大学や公的研究機関に防衛省の資金が 堂々と流れ込む危険性が大きい。

②政府・防衛省・産業界は軍と産と学との 三者の強固な結びつきを狙っている。

⑥連絡会としては、この危険性を社会に 訴え、科学者と市民とが協同して学問の自 由を守り、二度と戦争協力の科学を行わず、 防衛省の研究委託制度の廃止を求めていく。

④以上の声明から分かるのは、現代日本 で軍産学の複合共同体が形成され、日本の 文化を軍事=戦争遂行の道具に変えようと する試みが進行している事実である。

このことは、ひとり理系科学にとどまらず、文系科学にもあてはまると考える。科学者の責任は重い。

たと捉えるべきではなく」としていること である。

これでは、規制委は、東電の庇護者に堕し、 再稼働ありきとの立場に立ったと批判され ても已むを得ないであろう。

そして、規制委の組織や人選や責任のあり方への疑問を抱かせるように思うが、その点は他日に譲りたい。なお、参考文献として次のものがある。山下竜一「原子力法制度に求められる機能とは何か」(上)(下)法律時報2017年11月・12月号。深沢龍一郎「原子力規制委員会に関する一考察」同上2018年5月号。

(2)①2017年9月14日、内閣府の 原子力委員会は「原子力白書」(2016年 度版)を決定した(内閣府に報告)(9月1 5日赤旗)。

②同白書は、福島事故後7年振りで発刊された(その間は休刊)。今回再開したのは、国内の原子力利用の現状や、政府の取り組みの全体像について「説明責任を果たしていく重要性」からである、という。

③その概要は、「はじめに」で、「原子力利用に関する基本的考え方」に於いて、福島事故で著しく高まった原子力への不信や不安に対し「利用実績の積み重ねを通じて国民の不信や不安を軽減する」「原発の再稼働などに取り組むことが必要」、としている。

また本篇では、(i)福島事故の教訓をも

とに実施した取り組みを概説し、(ii)「事故原因や被害の実態を明らかにする取り組みが引き続き必要」とし、(iii)原発を使い続けるとする「エネルギー基本計画」(2014年閣議決定)や「東電改革提言」(2016年末)など、政府の取り組みを説明している。

④以上にみたように、「原子力白書」は、安倍政権の原発固執推進政策の PR 誌に堕しており、国民に対する説明責任(アカウンタビリテイ)を果たしたものとはいえない代物である。

IV 核兵器禁止条約条約署名運動の展開

(1) ① ② 2 0 1 7年7月7日に国連で採択された核禁条約への全ての政府の参加を求める「ヒバクシャ国際署名」に取り組む運動が、各地で展開されている。

⑤8月31日、甲府市では20団体が参加する「平和の波」実行委が結成され、日本政府に核禁条約への調印・批准を求める「ヒバクシャ国際署名」に取り組むことを確認した。そして同会として、条約の調印が開始される9月20日に県内主要駅頭で宣伝・署名活動を展開することなどを決定した(9月2日赤旗)。

©「ヒバクシャ国際署名」に取り組む「連絡会」は、都道府県に広く拡がっている(9月1日赤旗調査による)。青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、東京、埼玉、千葉、長野、石川、愛知、三重、岐阜、京都、鳥取、山口、福岡、などである。新潟でも発足予定。広島では準備中。

①各連絡会は、知事や市町村長に署名を呼びかけ、16人の知事が署名した。

●署名の正式名称は、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」。 内容は、「被爆者は、すみやかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことをすべての国に求める」とするものであり、呼びかけ人は、日本原水爆被害者団体協議会の田中熙巳さん、坪井直さん、谷口稜曄さん、岩佐幹三さん、サーロー節子さんなど9人の被爆者である。

② ② ② ② ② 1 7年8月30日、岩手県原水協は、「原水爆禁止2017世界大会もりおか地域報告会」を開き、約40人が参加(9月3日赤旗)。

渋谷靖子さん(岩手県代表団の副団長)は、「核兵器禁止条約が国連で採択され、核 兵器廃絶の展望を熱く語り合った歴史的な 世界大会となった。日本政府に禁止条約へ の署名を迫っていきましょう」と述べた。

⑤9月13日、「ヒバクシャ国際署名」新 潟連絡会は、県庁で記者会見し、同県連絡会 を結成したことを発表し、9月23日に署 名宣伝を行うことを明らかにした。県生協連の長谷川会長理事は、「平和な社会の実現と核兵器の廃絶は生協の理念です。県に連絡会ができたことは大きな意義があります」と述べた(9月14日赤旗)。

◎2017年9月14日、岩手県野田村 議会は、日本政府が速やかに核兵器禁止条 約に署名するよう求める意見書を可決した (9月16日赤旗)。

同意見書は、日本政府が核禁条約を採択した国連会議に参加しなかったことを「全国の広島・長崎の被爆者は、恥ずかしく、悲しく怒りをもって迎えたとし、唯一の戦争被爆国である日本が禁止条約に向け先頭に立つべきだ、とするものである。

(2)①®9月12日、国連総会がニューヨークで開かれた(9月14日赤旗)。総会は、9月20日の核禁条約署名手続開始を前に開かれた。ミロスラフ・ライチャーク総会議長(スロバキア)は、「まもなく多くの国々が核兵器の廃絶についての初めての合意に署名するだろう」と述べた。

⑤この日に先立つ9月13日、日本原水 爆被害者団体協議会、核兵器廃絶をめざす ヒロシマの会の代表者をはじめ11団体が 外務省を訪れ、日本政府に対し、核禁条約へ の署名・批准を求めて政府の姿勢をただし、 要請した。

◎要請内容は次の通りである。

V 市民アクション発足

① ② 2 0 1 7年9月4日、「安倍9条改憲 NO!全国市民アクション」が結成され、発 起人記者会見が行われた。(9月5日赤旗)。

⑩発起人は19氏。有馬頼底(臨済宗相国 寺派管長)、鎌田慧(ルポライター)、佐高信 ▽核禁条約に署名・批准すること。▽署名・批准しない方針なら、その理由を明確に説明すること。▽いかなる条件が整えば署名・批准できるのか。▽核兵器国と非核兵器国との「橋渡し」を自任するのなら、政府として締結国会議に参加して、核兵器国の参加を呼びかけるべきではないか、などである。

①要請後、記者会見した田中熙巳日本被団協代表委員は、「日本政府は署名も批准もしないといっているのでその理由を聞きたかったが、これ迄の考えを繰り返し述べただけだった」、と語った。

② ③ 9 月 1 3 日、宮崎市議会は、国に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を 賛成 3 0、反対 8 で可決した (9 月 1 4 日赤旗)。

⑤意見書は、(i)「ヒバクシャ国際署名」には828市町村の首長が賛同した。(ii)「長崎平和宣言」が「安全保障上核兵器が必要だと言い続ける限り核の脅威はなくならない」と述べていること、政府には「核兵器を持つ国々と持たない国々との橋渡し役を務めると自ら明言した通りの行動が求められる」こと、(iii)「唯一の戦争被爆国として核禁条約を一日も早く署名・批准する」こと、「それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること」を求める、とするものである。

(ジャーナリスト)、澤地久枝(作家)、杉原 泰雄(憲法学者)、田原総一郎(ジャーナリ スト)、なかにし礼(作詞家)、樋口陽一(憲 法学者)、益川敏英(物理学者)、森村誠一 (作家)など。 ©実行委員会には、(i)幅広い個人、(ii)総がかり行動委員会傘下の19団体、(iii)九条の会、立憲デモクラシーの会、安全保障関連法に反対する学者の会、安保関連法に反対するママの会、などなど。

●9月4日、発起人らが記者会見で明らかにした「取り組み主旨」「具体的取り組み」はおよそ次の通りである。

- (i)取り組み主旨 安倍政権の憲法 と民主主義を破壊する暴走の中心は、憲法 9条の空洞化であり、「戦争する国」へ突き 進んでいる。戦後70年にわたって日本が 戦争をしてこなかった大きな力は憲法9条 の存在と市民のねばり強い運動である。い ま9条を変えたり、新たな文言を付け加え たりする必要はなく、日本が再び海外で戦 争する国になるのはごめんだ。
- (ii)取り組み提起 発足集会(9月8日)開催。全国での学習運動。3000万人目標の全国統一署名取り組み。月1回の定例的集会。節目での大集会開催、など。

② ② 9 月 8 日、キック・オフ (発足) 集会 が東京・なかの ZERO ホールで約 1 5 0 0 人が参加して開かれた (9 月 9 日赤旗)。

⑤「総がかり行動実行委員会」の高田健氏は、主催者あいさつで、市民アクションは可能な限り最も広範な人々が連帯し、憲法改悪阻止の一点で結束してたたかうものである。

全国各地で一人ひとりの市民が行動し、改 憲の企てを阻もう、と訴えた。

③このような動きは、市民的憲法闘争の拡がりを示すものであり、高く評価される。同時に、改憲を狙う勢力のあらゆる悪辣な策動、例えば安倍政府の金に糸目をかけないデマ的 PR の展開と、その下請けをする電通などの広告会社の宣伝活動(本間龍・南部義典「広告が憲法を殺す日――国民投票とプロパガンダ CM――」集英社・2018年4月参照)、そして警察権力による刑事弾圧など(共謀罪を想起したい)に対する備えを怠ってはならないと考える。

VI 共謀罪

(1) V③で述べた刑事弾圧の危険と関連して、共謀罪についてみよう。

②公表された国の2018年度予算の概算請求によれば、警察庁は、「共謀罪」施行後初となる予算で「テロ対策費」(テロ対策と緊急事態への対処)の名目で69億7100万円を要求している。なお、これに加え、東京オリンピック・パラリンピックの準備に要する経費も求めており、これと合わせると70億円を超える(9月10日赤旗)。

⑤この金額は、同一名目の2017年度予算の33億4200万円と比べると倍増

している。

②要求理由につき、警察庁は、「東京五輪の開催を見据え、開催国としての治安責任を全うするため、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に向けた取り組みを推進する」と説明している。

①しかし、その真の意図がテロ対策を口 実とした治安体制強化(警察力強化)と市民 運動取締強化にあることを指摘しておく。

- ⑤ここで共謀罪廃止を求める市民運動に ついて記す。
 - @ 9月6日、弁護士有志による「共謀罪対

策弁護団」が結成され、結成記念シンポジウムが東京都内で開かれ、約150人が参加した(9月7日赤旗)。

結成の経緯につき、同弁護団事務局長三 沢弁護士は、"私たちは共謀罪を廃止させた い、表現の自由を守りたいという国民の気 持ちをよりどころとなりたい"と語った。

また白取神奈川大学教授(刑法)は、講演の中で、"共謀罪で監視型捜査が強化・拡大される。個人や団体の情報が国家権力に集中する社会を阻止しなければならない"と述べた。

⑤9月7日、「共謀罪廃止のための連絡会」が14団体参加のもとに結成されたことが 記者会見の席上報告された(9月7日赤旗)。

参加の14団体は次の団体・グループ。
マアムネステイ・インターナショナル日本
マグリーンピース・ジャパン ▽日本消費
者連盟 ▽日本マスコミ文化情報労組会議
▽共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会
▽未来のための公共 ▽女性と人権全国ネットワーク ▽国際環境 NGO FOE
JAPAN ▽自由人権協会 ▽反差別国際運動 ▽共謀罪対策弁護団 ▽共謀罪 NO!
実行委員会 ▽総がかり行動実行委員会

その主張は、(i)強行採決した。(ii)思想・言論・表現の自由を侵害。(iii)国際人権規約を無視。(IV)稀代の悪法。(v)NGO、市民団体、消費者団体、労働組合などの自由な活動とは両立しない。(vi)廃止を求める。以上である。

② 9月15日、日比谷野外音楽堂で共 謀罪廃止を求める市民集会が3000人が 集まり、開かれた。主催は「共謀罪廃止のた めの連絡会(「未来のための公共」、弁護士団 体、環境 NGO など14団体が集まり9月1 日発足)。

①アムネステイ・インターナショナル日本の山口薫さんは、共謀罪法の問題点として3点を指摘。(i)委員会の審議をとばし強引に成立させたこと。(ii)メールやラインで話し合っただけでも罪になる危険があること。(iii)日常的に監視が行われる危険があること、を指摘。

回芹沢自由人権協会代表理事は、監視社会化の進行の危険をあげ、「廃止を求める」と訴えた。三沢共謀罪対策弁護団事務局長は、声を上げる国民を萎縮させるために作られた、声を上げさせないために警察権力をつかうのは恐怖政治だ、と述べた。

(以下次号)